

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社ノセコ（滋賀県彦根市地蔵町112-1） [1000011339]
2. 資格登録停止措置の期間
平成30年6月4日 ~ 平成30年10月3日（4ヶ月）
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者の代表取締役は、平成28年8月18日に行われた滋賀県米原市発注のまいばら認定こども園電気設備工事の一般競争入札において、同市の元市民部長から最低制限価格などを聞き、公正な入札を妨害したとして、平成30年4月10日滋賀県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
これに加え、平成25年8月22日に行われた同じく滋賀県米原市発注のおうみ認定こども園電気設備工事の一般競争入札においても、当時市健康福祉部理事兼市教委教育部理事だった同市元市民部長から当該入札の最低制限価格等の情報提供を受けるなどして、公正な入札を妨害したとして平成30年5月1日、滋賀県警に官製談合防止法違反の容疑で再逮捕された。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記事業者の代表役員が、公契約関係競売入札妨害、又官製談合防止違反の容疑で再逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。) イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内
ロ 一般役員等	発生地域については 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内 その他の地域については 逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内
ハ 使用人	発生地域について 逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)